

令和6年度高知県老人福祉施設等整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、老人福祉施設等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的）

第2条 県は、市町村（高知市を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。第9条において同じ。）、社会福祉法人又は医療法人（以下「補助事業者」という。）が設置する老人福祉施設等（高知市の区域に設置する施設を除く。）の施設整備を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義等）

第3条 前条の「老人福祉施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人ショートステイ用居室、養護老人ホーム及びケアハウスをいう。

2 前条の「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに定める整備内容をいい、補助事業者は、空き家、空き店舗等地域の既存資源の有効活用に留意し、地域の創意工夫を生かした効果的かつ効率的な整備を図るよう努めるものとする。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備するもの
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をするもの
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をするもの

3 老人福祉施設等の施設種別ごとに交付対象となる整備区分は、次の表に掲げるとおりとする

施設種別	整備区分
特別養護老人ホーム	創設、増築又は改築
老人ショートステイ用居室	創設、増築又は改築
養護老人ホーム	創設、増築又は改築
ケアハウス	創設

（補助の要件）

第4条 特別養護老人ホームの施設整備を行う場合は、次に掲げる要件を満たすものを補助対象施設とする。

- (1) 施設整備を行う場合の居室は、原則として小規模生活単位型（以下「ユニット型」という。）とすること。ただし、知事が特に認める場合は、従来型個室又は多床室の整備を行うことができる。
- (2) 前号ただし書の規定により多床室の整備を行う場合は、1室当たりの定員を2人とし、間仕切り等を設置することにより入居者のプライバシーに配慮すること。
- 2 老人ショートステイ用居室の整備は、特別養護老人ホームの整備と一体的に行う整備に限る。
- 3 ケアハウスの整備は、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限り、原則としてユニット型とする。
- 4 別表第1に定める区域において、前条第3項に規定する整備を行う場合は、第7条第1項に定める補助金等交付申請書の提出前に立地の安全性に係る協議を要するものとする。
- 5 補助事業者は、県税の滞納がない者とする。

（補助の対象外）

第5条 施設整備において、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該既存建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等以外の外構整備に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備費として適当であると認められない費用

（交付額の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、次に掲げるところにより算出するものとする。

- (1) 別表第2の第1欄に定める施設種別ごとに、同表の第2欄に定める基礎単価に同表の第3欄に定める単位の数に乗じて得た額に別表第3に定める各調整率を乗じて得た額とする。
- (2) 前号の規定によりそれぞれ算出された額と別表第2の第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とし、交付基礎額の範囲内の額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び本人確認書類の写しを添えて、正副2部を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金等交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、施設工事に係る工事に着工したときは、別記第2号様式による施設整備の工事着工報告書を、工事に着工した日から起算して5日を経過した日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、工事の進捗状況について12月末日現在の状況を、別記第3号様式による施設整備の工事進捗状況報告書により翌月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合は、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

ア 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しないものを除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員又は利用定員

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の内容を変更する場合は、知事が事前に必要があると認めるものについては、事前に別記第4号様式による補助事業変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、施設の機能を著しく変更しないもので次に掲げるものを除く。

ア 補助金交付額に影響がない変更

イ 補助金交付額の20パーセントを超えない減額変更

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に工期延長の申請をし、その承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(8) 次に掲げるところにより補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかななければならないこと。

ア 市町村にあっては、予算及び決算の関係を明らかにした別記第6号様式による調書を作成し、これを補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 社会福祉法人又は医療法人にあっては、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、これらを補助事業の完了後5年間保管してお

かなければならないこと。

(9) 市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(12) 高知県産材利用推進方針に基づき、県産材を活用した施設の木造化若しくは木質化又は備品等の木質化に努めるものとする。

(13) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉法人又は医療法人にあっては、次に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

ア 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱い及び別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行い、施設建設工事については、あらかじめ入札参加業者を知事に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合は、その内容について知事に報告しなければならないこと。

イ 入札を行う場合は、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）の規定による特殊の関係のある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。この場合において、併せて地元市町村職員の立会いを求めることに努めなければならないこと。

ウ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名及び入札結果（入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額をいう。）を知事に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。

エ 補助金に係る対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。

（概算払）

第10条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求しようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書によらなければならない。

（実績報告等）

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日（第9条第3号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに正副2部を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業が年度内に完了しない場合は、翌年度の4月10日までに別記第9号様式による年度終了実績報告を知事に提出しなければならない。

2 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績

報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 支出額が予算に比べて著しく減少したとき。
- (3) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第5号から第8号まで、第11条第3項、第12条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

事前協議を要する区域

対象とする区域は、次に掲げる区域であり、施設整備を予定する土地の全部又は一部が区域内にある場合とする。

区域名	内容
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により別途指定した区域
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法第 9 条第 1 項の規定により別途定めた区域
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により別途指定した区域
砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により別途指定した区域
地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により別途指定した区域
津波浸水想定区域	津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項の規定により別途設定した区域
洪水浸水想定区域	水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により別途指定した区域

別表第 2（第 6 条関係）

算定基準

1 施設種別	2 基礎単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホーム （ユニット型）	3,375,000円	定員数	高齢者保健福祉計画若しくは介護保険事業支援計画に基づく施設の整備であって知事が必要があると認めた施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要であると認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 パーセントに相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等であると認められる委託費、分担金、適当であると認められる購入費等を含む。
特別養護老人ホーム （第 4 条第 1 項第 2 号に係るもの）	3,375,000円	定員数	
老人ショートステイ 用居室	3,375,000円	定員数	
養護老人ホーム	3,375,000円	定員数	
ケアハウス	3,375,000円	定員数	

- （注） 1 特別養護老人ホームは、定員 30 名以上のものを対象とする。
- 2 老人ショートステイ用居室は、特別養護老人ホームに併設のものとする。
- 3 ケアハウスは、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもので、定員 30 名以上のものを対象とする。

別表第3（第6条関係）

各調整率

【調整率1】（施設種別及び改築等の別に応じたもの）

施設種別	整備区分		
	創設	増築	改築
特別養護老人ホーム	1.00	1.00	1.20
老人ショートステイ用居室 （特別養護老人ホームに併設する場合）	1.00	1.00	1.00
養護老人ホーム	1.10	1.10	1.25
ケアハウス	1.00	—	—

【調整率2】（建築工事コスト等の地域格差に応じたもの）

調整率
0.95

【調整率3】（既整備量及び参酌標準に基づく必要量の比較に基づく率）

特別養護老人ホームについては、次の表の調整率を乗じるものとする。

調整率
0.95

【調整率4】（木造施設又は非木造施設の別による率）

	調整率
木造施設	1.10

（注）1 木材使用量に占める高知県産材の使用割合が60パーセント以上のものを対象とする。

2 構造材に占める高知県産材の使用割合は50パーセント以上のものを対象とする。

3 造作材は原則木質化するものとし、木質部分に占める高知県産材の使用割合は、100パーセントのものを対象とする。

構造材：梁、桁、通し柱、管柱、間柱、筋かい、束、土台、大引及び根太

造作材：天井、床、壁、敷居、階段、造付け家具等

別表第4（第9条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を言う。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。